

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第28回）

日時：令和2（2020）年9月29日（火）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第28回）出席者

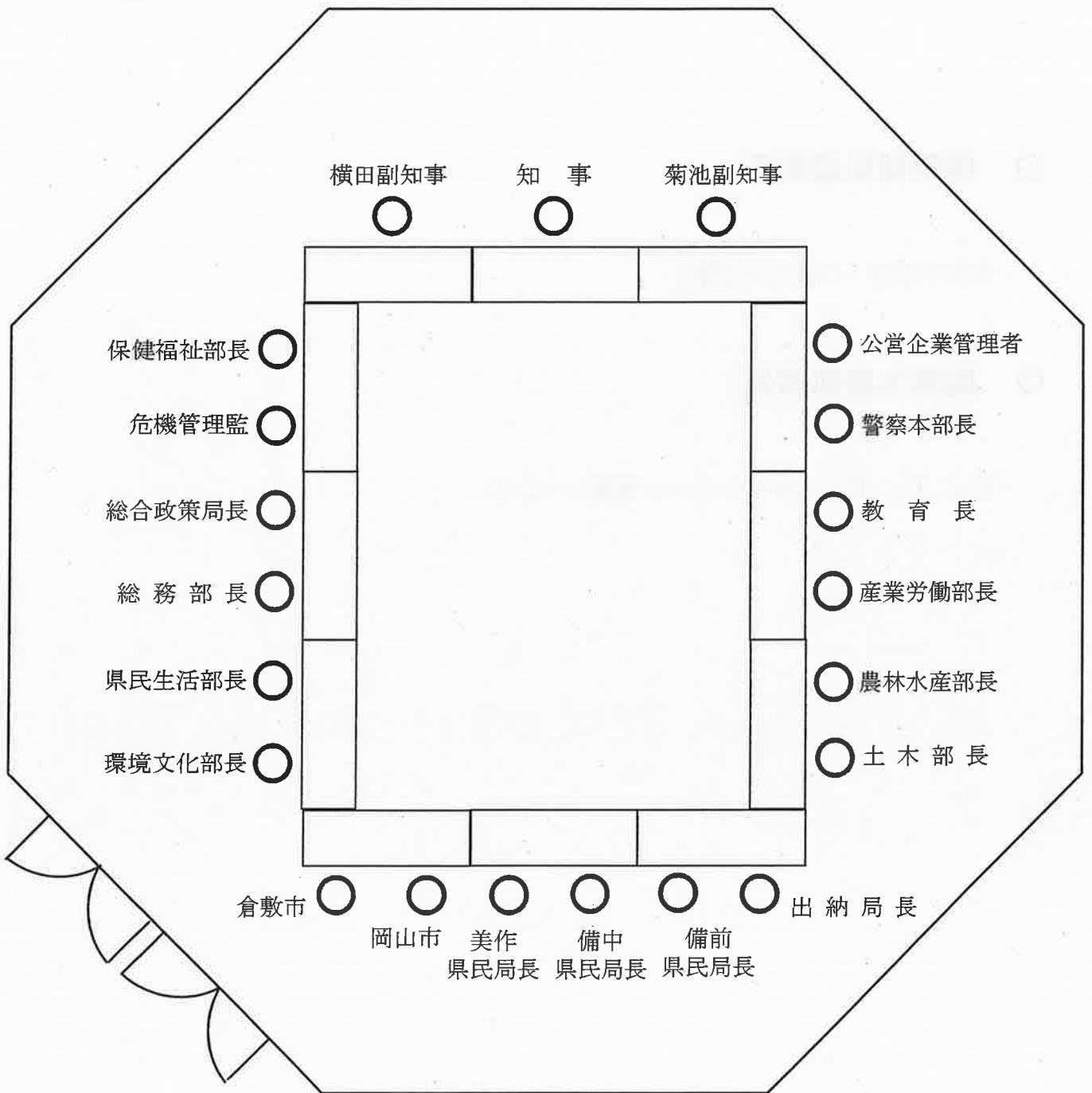
日時：令和2（2020）年9月29日（火）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 県民の皆様への協力をお願い

○ 農林水産部関係

- ・ Go To Eat キャンペーン事業について

「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る 県民の皆様への協力のお願い」改訂の主なポイント

○ 改訂の基本的な考え方

県内では、9月の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が比較的落ち着いた状況にあり、現時点では、本県独自の踏み込んだ取組を行う状況にはないと考えられることから、国に準じた内容に改訂した。（期間は令和2年10月1日～令和2年11月30日）

○ 県民の皆様へのお願い

・ 飲食店等利用時の留意事項

国のGo To Eatキャンペーン参加飲食店の利用者に求められる感染症対策に準じるものとした。

・ 県外への移動についてのお願い

「観光は、県内や近隣県から」との記述を削除し、移動先に係る規定を設けないこととした。

・ 定期検診や予防接種の計画的な受診のお願い

新たに、定期検診などの健康管理を計画的に行うとともに、インフルエンザワクチンを適切に接種するようお願いすることとした。

○ 事業者の皆様へのお願い

国が示した基本的な感染防止対策を取ることとした。なお、高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策をお願いすることとした。

○ イベント等を主催される方へのお願い

国の事務連絡で示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いすることとした。なお、参加人数が1,000人を超えるイベント等は、県に事前相談するよう求める。

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に
係る県民の皆様への協力のお願い

県内では、9月の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、比較的落ち着いた状況にあります。

社会経済活動を推進しつつ、感染の再拡大を防ぐため、皆様には、令和2年10月1日から令和2年11月30日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いいたします。

(2) 飲食店等利用時の留意事項

- ・飲食店等では、以下のことに注意してください。
 - ① 発熱や咳など異常が認められる場合は、利用しないようにしましょう。
 - ② できる限り混雑する時間帯を避けましょう。
 - ③ 大人数での飲み会を避けましょう。
 - ④ デリバリーやテイクアウトも活用しましょう。
 - ⑤ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力しましょう。
 - ⑥ 食事の前に、手洗い・消毒をしましょう。
 - ⑦ 咳エチケットを守りましょう。会話の声は控えめにし、大声につながりやすい大量の飲酒を避けましょう。
 - ⑧ 食事中以外はマスクをしましょう。
 - ⑨ 入店時には、「もしサポ岡山」のQRコードにタッチしましょう。
 - ⑩ 接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意しましょう。

(3) ご高齢の方とそのご家族などへのお願い

- ・ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動しましょう。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用しましょう。
- ・ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、夜の繁華街などでの行動は、特に慎重にお願いします。

(4) 県外への移動についてのお願い

- ・感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。

(5) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことへのお願い

- ・不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

(6) 定期検診や予防接種の計画的な受診のお願い

- ・定期検診や持病の治療、予防接種などの健康管理は重要です。計画的に受診しましょう。
- ・冬に向けて、インフルエンザワクチンを適切に接種していただくようお願いいたします。その際、高齢者などの優先接種への協力をお願いします。

2 事業者の皆様へのお願い

- ・基本的な感染防止対策は別紙のとおりです。
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、別紙のとおり、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いいたします。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・イベント等の開催に当たっては、令和2年9月11日付け内閣官房新型

新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

- ・参加人数が1,000人を超えるようなイベント等については、県に事前相談をするようお願いします。
- ・開催に当たっては、「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

- **すべての施設に求める基本的な感染防止策**
 - ・ こまめな手洗いの奨励
 - ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
 - ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
 - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
 - ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・ 入場時の検温、入場を断った場合の払い戻し措置
 - ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・ 「もしサポ岡山」や接触確認アプリ（COCOA）の奨励
 - ・ イベント前後の感染防止の注意喚起

- **上記「すべての施設に求める基本的な感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策**
 - ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
 - ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
 - ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
 - ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
 - ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
 - ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
 - ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
 - ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や従事者）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

事務連絡
令和2年9月11日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年8月24日付け事務連絡により通知したとおり、9月1日以降の催物開催について、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日から実施する。

なお、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

て」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする

- ・ 別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙3及び別紙4）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記(2)によることとする。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア)に該当しない催物は、イ)の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、別紙2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙3及び別紙4に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和2年8月24日付け事務連絡1.に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

（2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合には、十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCO A）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

（3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

（2）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第1担当 松田・植田・磯・井上・寺井
直通 03(6257)3085

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について (概要)

【別紙1】

- **感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。** 徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- **イベントの収容要件及び人数上限**については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- **得られた知見等を踏まえたた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合**（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、**当面11月末まで、以下の取扱いと**する方針とする。
 - ① **収容率要件**については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。
 - ② **人数上限**については、5,000人を超え、**収容人数の50%までを可とする**。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より施行する**。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人以上）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に依り、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期	収容率	人数上限
現在	屋内	5,000人
	屋外	5,000人
十分な間隔（*できれば2m）		

時期	収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの種類	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）		50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、等のコンサート

演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊等

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

大声での歓声・声援等が想定されるものの例

音楽

ロックコンサート、ポップコンサート等

スポーツイベント

サッカー、野球、大相撲等

公営競技

競馬、競輪、競艇、オートレース

公演

キャラクターショー、親子会公演等

ライブハウス・ナイトクラブ

ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）
- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
- ・ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等におけるクラスタの発生があった場合、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

- ① マスク着用の担保
 - ・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
 - * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
- ② 大声を出さないことの担保
 - ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
 - * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
 - ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
- ④ 手洗
 - ・ こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
 - ・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
 - ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
 - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ⑧ 飲食の制限
 - ・ 飲用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ⑨ 参加者の制限
 - ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- ⑩ 参加者の把握
 - ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
- ⑪ 催物前後の行動管理
 - ・ イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

- ⑪ 入退場やエリア内の行動管理
 - ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
 - * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
- ⑫ 地域の感染状況に応じた対応
 - ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
 - ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等

- ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定）
- ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）

イベントの性質

【100%以内】

- ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等

【当面11月末まで50%（※）以内】

- ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等

100%開催の
具体的要件

次のいずれにも該当するもの。

- ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提とし、入場者が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とし、周囲環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

展示会、地域の行事等		全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 展示会（人数等を管理できるイベント） 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
想定されるイベント（例）		
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容率が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容率が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

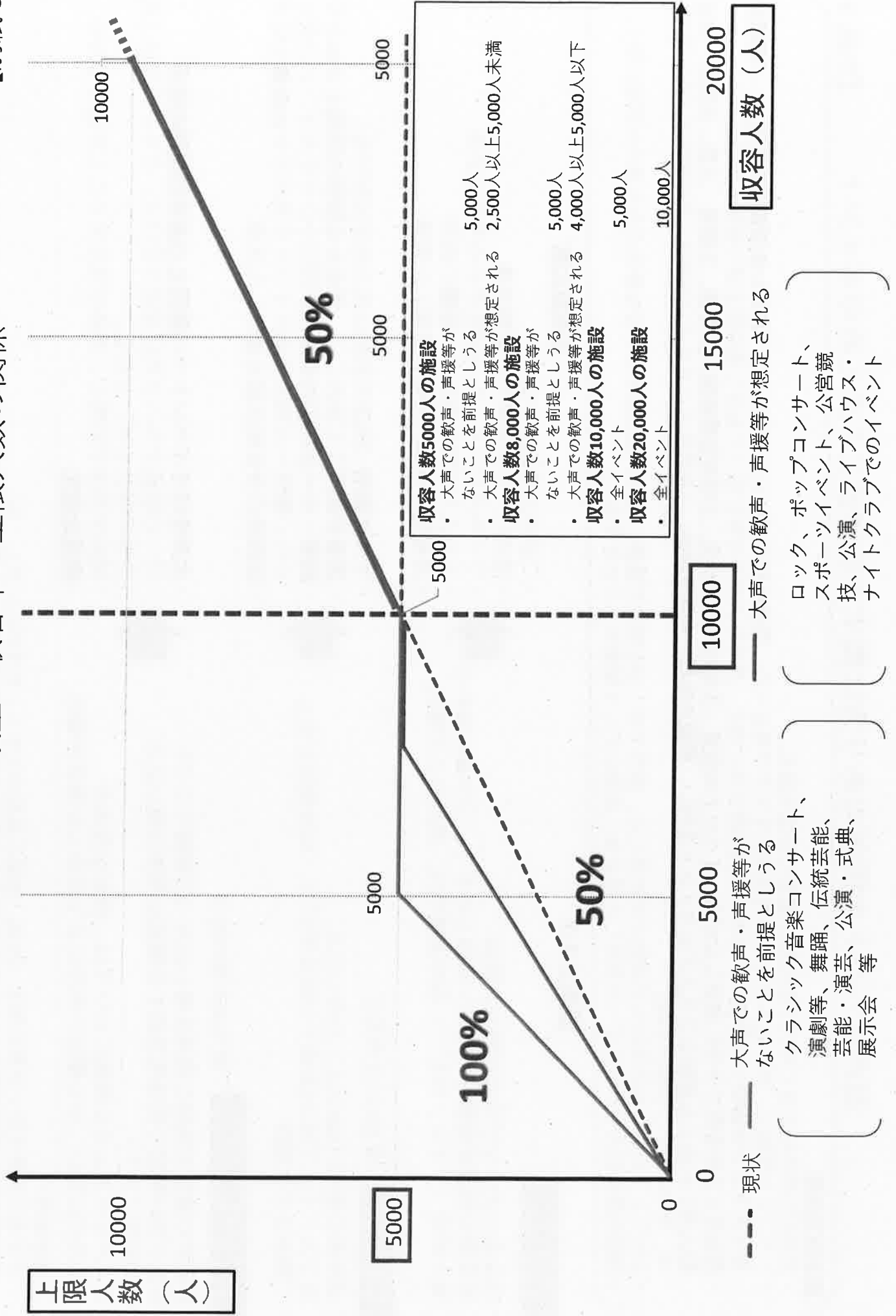
イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスクは**、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加するもの**と考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能**になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。**また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等**については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討するよう促す。**

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		
留意事項	慎重な判断 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 ・ 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 ・ 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 		

イベント類型と収容率・上限人数の関係

【別紙8】



基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づき有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスタ発生が発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合えない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

- ※ 5 μ m以上の粒子
- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※ マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

マイク口飛沫感染

- ※ 5 μ m未満の粒子
- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※ 大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にもまで感染した事例が報告

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

相談件数（1月6日～9月22日）

	相談件数
累計	60,287件
令和2年9月（再掲）	2,452件

(2) 新型コロナウイルス受診相談センターへの相談

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関につなぐための調整を行っている。

相談件数（2月7日～9月22日）

	相談件数
累計	15,474件
令和2年9月（再掲）	1,510件

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、民間検査機関や医療機関、大学等においてもPCR検査等を実施しており、引き続き検査体制の強化に努めていく。

①検査能力（8月21日時点）

県環境保健センター	70件/日
民間検査機関	約300件/日
医療機関、大学等	約330件/日
計	約700件/日

②検査実績（2月1日～9月22日報告分）

	検査数	陽性者数	陽性率
累計	8,110人	148人	1.8%
令和2年9月（再掲）	1,156人	3人	0.3%

※ 上記のほか、県外からの依頼により行った検査数 88人

③屋外検体採取センター（3か所：岡山市内、倉敷市内、津山市内）

(4) 医療体制

①新型コロナウイルス外来等

新型コロナウイルス受診相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察等を行っている。

医療機関数 353機関

受診患者数 (2月7日～9月22日)

	受診患者数
累計	6,675人
令和2年9月(再掲)	992人

②入院病床の確保

今後の感染症患者数の増加を見据えて、協力医療機関の確保及び特別な配慮が必要な医療提供体制の整備に努めていく。

医療機関数 33機関

入院病床数 257床 (うち重点医療機関6機関75床)

③宿泊療養施設

1施設(207室)

入所実績

19人(7月28日～9月23日)

④人工呼吸器(県内保有数)

517台

⑤ECMO(県内保有数)

28台

⑥アビガン等の使用可能医療機関 21機関

(5) 医療機関、福祉施設等へのマスク等の配布

県が備蓄したものや、国から提供を受けたものを医療機関、福祉施設等へ順次配布している。

①医療機関等への配布

サージカルマスク 3,425,600枚

N(KN)95マスク 194,396枚

ガウン 1,013,947枚

フェイスシールド 381,440個

②高齢者施設等

サージカルマスク 540,000枚

消毒液 14,936リットル

③障害者施設等(医療的ケア児等のある家庭を含む)

サージカルマスク 283,000枚

消毒液 3,413リットル

④児童福祉施設等（保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等）

サージカルマスク	47,100枚
布製マスク	9,000枚
手指消毒用エタノール	3,000リットル

(6) 生活費の支援

①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建のための貸付を行っている。

18,033件 5,844,381千円（3月25日～9月19日）

②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に代わり、家賃の代理納付を行っている。

992件 74,634千円（4月20日～8月31日）

(7) 慰労金・支援金の支給

医療、介護、障害の各分野に、従事者への慰労金と感染拡大防止に向けた支援金の支給を行っている。

611件 743,984千円（8月交付決定分）

(内 訳)

医療分	慰労金	308件	485,674千円
	支援金	79件	79,177千円
介護分	慰労金	112件	115,423千円
	支援金	49件	33,834千円
障害分	慰労金	49件	26,976千円
	支援金	14件	2,900千円

(8) 「もしサポ岡山」の利用状況

県内の施設・イベント会場において、QRコードを活用し、感染者と接触した可能性のある方にLINEメッセージで注意喚起等を行う。

①施設等へのQRコード発行件数 1,630件（8月12日～9月23日）

②利用者のQRコード読取回数 4,307回（8月12日～9月23日）

県内で確認された新型コロナウイルス感染者（9月22日現在）

（単位：件）

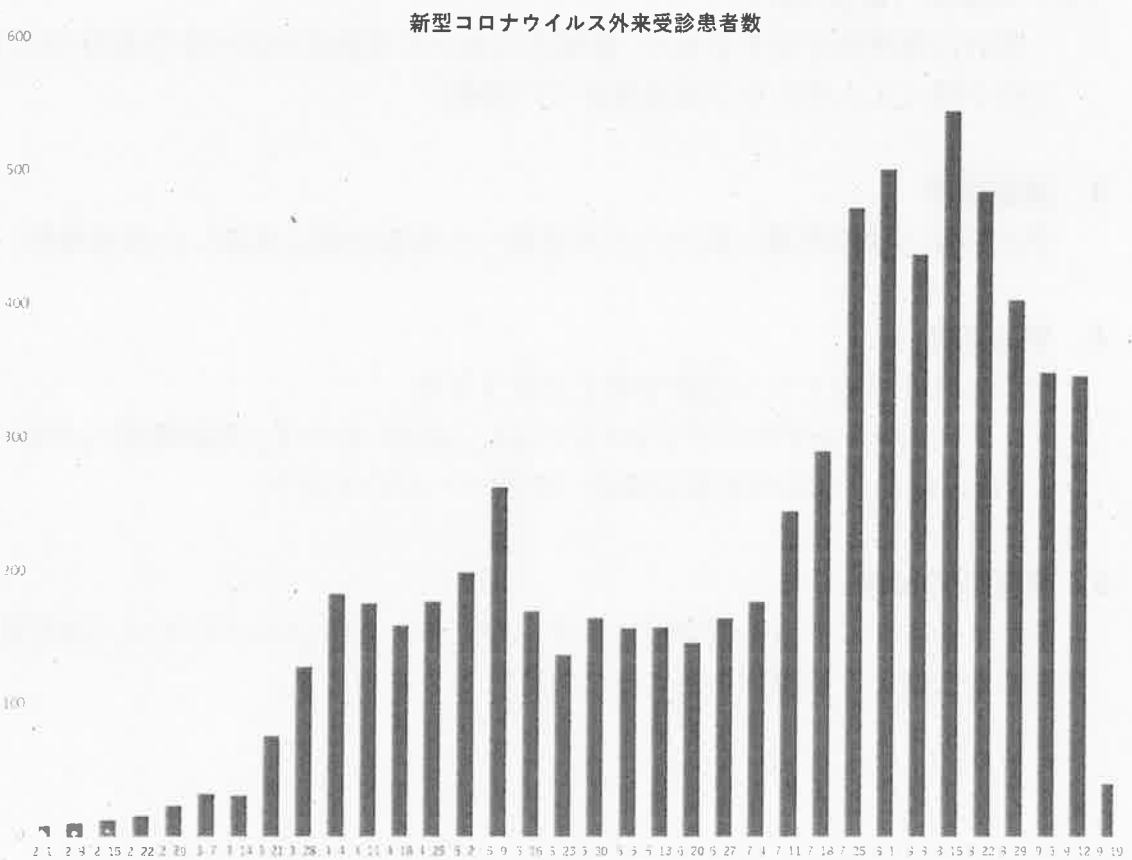
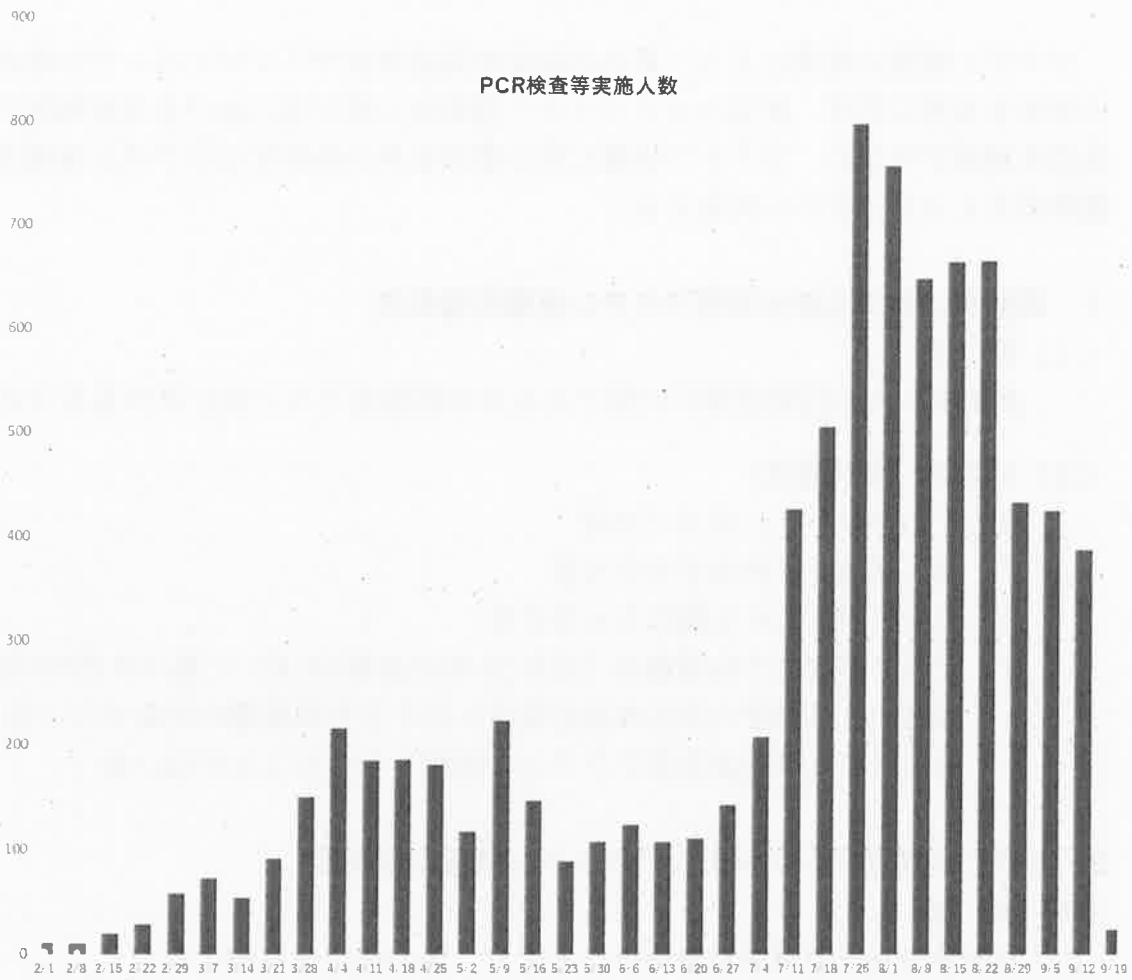
合計	入院中	うち重症者	宿泊療養施設 に入所中	自宅療養中	退院等 ※
148	1	0	0	0	147

※ 退院基準を満たして退院した者、解除基準を満たして宿泊療養・自宅療養を解除された者

(参考) これまでの経緯

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起
30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置
7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定(県立学校の休業を決定)
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定、県内の県立学校69校の休業を決定
20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」の設置
21日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
24日(金) パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い
「一般電話相談窓口」を24時間対応に変更
28日(火) 県内の県立学校69校の休業の延長を決定
- 5月1日(金) 屋外検体採取センター(岡山市内)の設置
4日(月) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の期間を延長
5日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の書面開催(専門家から意見聴取)
岡山県緊急事態措置の変更(期間延長)
14日(木) 緊急事態宣言の区域変更(岡山県を含む39県の除外)
15日(金) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(倉敷市内) ~ 7月31日
19日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
21日(木) 緊急事態宣言の区域変更(近畿地方3府県の除外)
25日(金) 緊急事態宣言の全面解除
- 6月1日(月) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ①)
19日(金) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ②)
- 7月6日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
10日(金) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ③)
26日(日) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(岡山市内) ~ 10月31日

(参考) 「PCR検査等実施人数」及び「新型コロナウイルス外来受診患者数」
の週ごとの推移



岡山県が実施するワクチン接種支援事業について

ワクチン接種の推進により、県内の肺炎球菌感染症やインフルエンザの患者の発生を未然に防ぎ、新型コロナウイルス感染症の流行期における医療機関の負担を軽減するため、ワクチン接種に係る費用を県が負担するワクチン接種支援事業を10月1日から実施する。

1 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種支援事業

(1) 概要

高齢者のうち任意接種の対象である者の接種費用の一部を県が負担する。

(2) 対象者（被接種者）

次のア～エすべてに該当する者

ア 岡山県内に住所地を有する者

イ 令和2年度に66歳以上となる者

ウ 令和2年度に予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき市町村が実施する高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の対象でない者

エ 過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない者

2 小児に対するインフルエンザワクチン接種支援事業

(1) 概要

対象者の自己負担額が無料となるよう、県が費用を負担する。

(2) 対象者（被接種者）

県内に住所地を有する者で、接種日において生後6か月～小学校6年生までの小児（1人当たり2回接種までが対象）

3 実施場所

県内各協力医療機関（県からの本事業への実施依頼に承諾した医療機関）

4 実施期間

令和2年10月1日～令和2年12月31日

（インフルエンザワクチンについては、10/25までは、高齢者等への接種が優先となる旨を呼び掛け（※次ページのとおり）

5 事業の周知等

県ホームページや各医療機関にチラシを配布して呼びかけるほか、専用電話窓口を設置し、各種問い合わせに対応する。

季節性インフルエンザワクチン 接種時期ご協力のお願い

! 今年（令和2年）は過去5年で最大量（最大約6300万人分）のワクチンを供給予定ですが、より必要とされている方に確実に届くように、ご協力をお願いします。

10月1日～

接種希望の方はお早めに

65歳以上の方（定期接種対象者）※

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等
※定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認ください。

**上記以外の方は
10月26日まで接種をお待ちください
65歳以上の方の接種ができるよう
ご協力をお願いいたします**

10月26日～

接種希望の方はお早めに

**医療従事者
基礎疾患を有する方
妊婦
生後6ヶ月～小学校2年生**

上記以外の方も接種できます

皆様へのお願い

- ・感染防止の3つの基本である ①**身体的距離の確保**、②**マスクの着用**、③**手洗い**の徹底もお願いします。
- ・接種に当たっては、あらかじめ医療機関に**お電話での予約**をお願いします。
- ・インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いいたします。
- ・お示した日程はあくまで目安であり、前後があっても接種を妨げるものではありません。

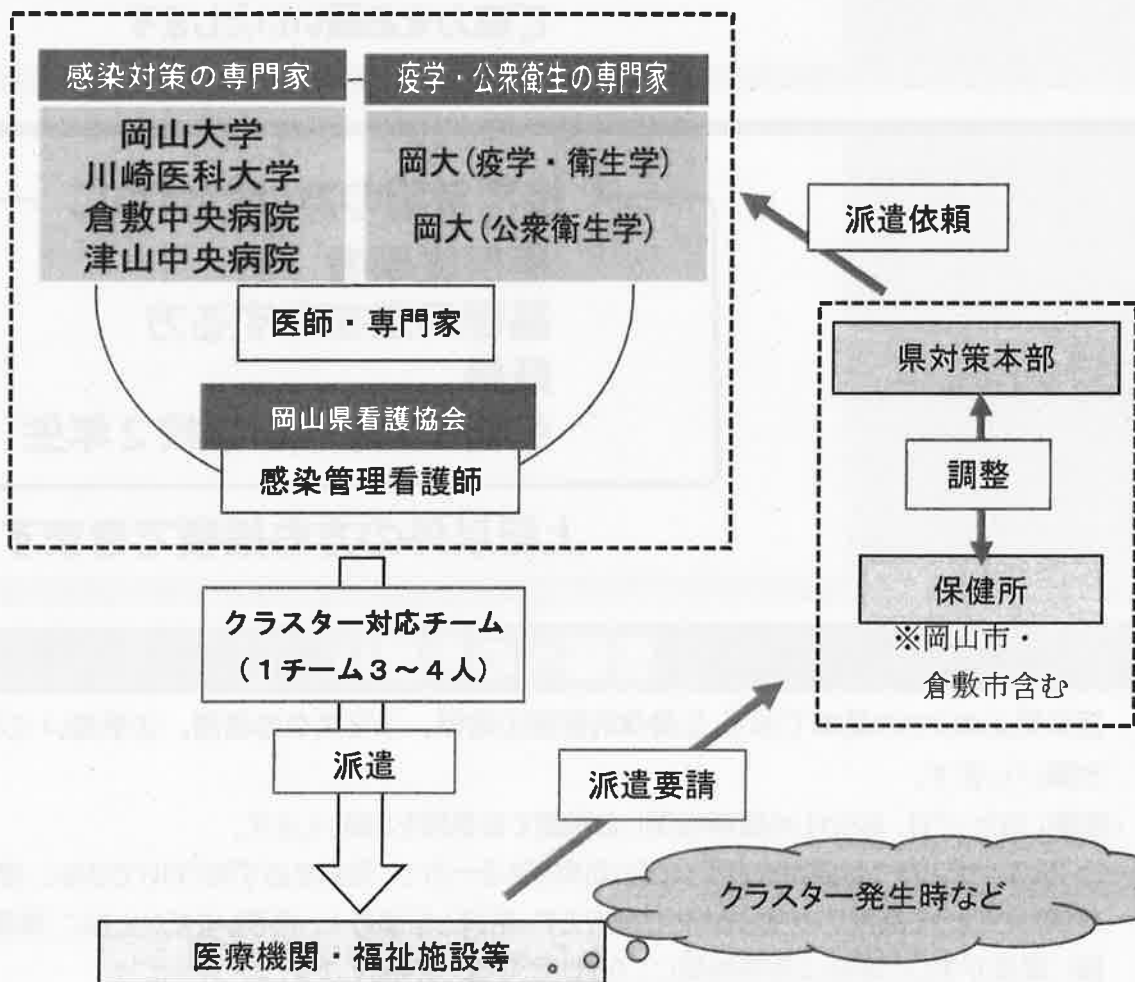
感染防止対策に係る専門家チーム派遣体制の構築について

1 専門家チームの編成

医療機関や福祉施設においてクラスターなど感染症が発生した場合に、速やかに感染拡大防止対策を講じられるよう、感染症対策に係る専門家チーム（医師・看護師等）を編成し、派遣体制を構築する。

- | | | |
|----------|------------------|---------------|
| (1)事務局機能 | 岡山大学(疫学・衛生学教室) | |
| (2)構成人数 | 医師 | 感染対策チーム 10名 |
| | | 疫学・公衆衛生チーム 7名 |
| | 看護師 | 15～20名程度 |
| (3)派遣開始 | 令和2(2020)年9月29日～ | |

2 専門家チームの派遣体制



Go To Eat キャンペーン事業の目的

- Go To Eat キャンペーンは、感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を供給する農林漁業者を応援するものです。



新しい生活様式に基づいた外食の楽しみ方

- 食事の前には、手洗い・消毒をしましょう。
- 咳エチケットを守り、会話は控えめにしましょう。
(食事以外はマスクをしましょう)
- 三密を回避し、換気に協力しましょう。
(混雑時間を避けましょう)
- 感染防止対策が実施されている店舗を利用しましょう。



GoToEatに参加する飲食店が守るべき感染症対策

1 登録飲食店に求める感染症対策

- 既に、仕様書上、飲食店が登録する際には**ガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいることを条件**とし、取組内容を店頭掲示することとしている。
- 加えて、農水省から事業者に対して、飲食店が登録する際の条件として、以下を指示する考え。
 - ①クラスターの発生を防ぐ観点からは、**「換気」、「声量」、「三密」を常に意識することが肝要**。そのため、②、③及び②の利用者への周知とあわせて以下の対策を実施し、店頭掲示する。
 - ・店舗入口や手洗い場所には、**手指消毒用に消毒液を用意する**。
 - ・店内には適切な換気設備を設置し、**徹底した換気**を行う（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように**間隔を空けてテーブル・座席を配置**するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう**適度なスペースを空ける**。
 - ・一つのテーブルで他グループと**相席する場合には、真正面の配置を避ける**か、テーブル上をパーティションで区切る。
 - ②カラオケボックスや接待を伴うスナックは本事業の対象として認めていないが、極一部の対象飲食店ではカラオケ設備を有している場合がある。そうした場合でも、キャンペーン期間中は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者に限ることなく**カラオケ設備を使用しない**。
 - ③大量の飲酒は控えるよう利用者に周知する。
 - ④営業時間の短縮等、**国又は地方公共団体からの要請に従う**。
 - ⑤農水省が**事前通告なしに行う訪問調査に協力**する。
 - ⑥**ガイドラインを遵守していない旨の指摘には適切に対応**することとし、対応しない場合は、事業者により登録が取り消される。事業者及び農水省は利用者からの指摘を受ける相談窓口を設置する。
 - ⑦登録飲食店の利用者が着席した際に目につく場所で、**接触アプリの紹介**をする（メニュー表上にシールを貼る、レシートに印字する等）。

1

GoToEatに参加する飲食店が守るべき感染症対策

2 利用者に求められる感染症対策

- 登録飲食店は、以下の事項をその利用者に周知する。

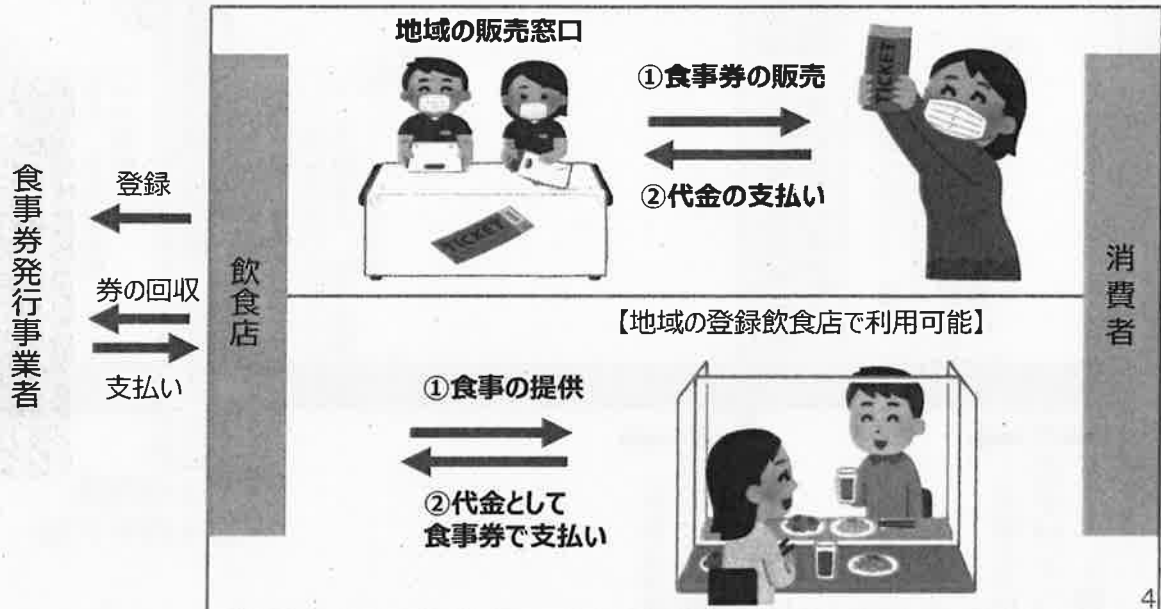
- ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しない。
- ・できる限り混雑する時間帯を避ける。
- ・**大人数での会食や飲み会を避ける**。
- ・デリバリーやテイクアウトも活用する。
- ・店が、席の配置や食事の提供方法を制限することに協力する。
- ・食事の前に手洗い・消毒をする。
- ・咳エチケットを守る。**会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避ける**。
- ・食事中以外はマスクをする。

このほか**各都道府県が独自の条件**（ステッカー、通知サービスなど）を**設定することも可**。その際、都道府県が感染状況を踏まえて**会食人数の要件についても検討**。

※岡山県では、「もしサポ岡山」に申請するとともに、発行されるQRコードを店頭に掲示し、来店者への利用を促すことを条件として設定

食事券（給付金767億円）

- 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（25%のプレミアム上乘せ）
 - ◆ 地域の飲食店で使える食事券（例：1セット1万2,500円を1万円で購入）の発行事業者を都道府県、政令指定都市及び特別区単位で公募
 - ◆ 購入制限：1回の購入当たり2万円分（上記の例では2セット/人まで）
 - ◆ おつりは出ない ◆ 販売は2021年1月末まで、有効期限は3月末まで



オンライン飲食予約（給付金767億円）

- オンライン飲食予約サイトを經由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回以降に飲食店で使用できるポイントを付与
 - ◆ 昼食時間帯は500ポイント、夕食時間帯（15:00～）は1,000ポイント
 - ◆ ポイント付与の上限は、1回の予約当たり10人分（最大10,000ポイント）
 - ◆ ポイント付与は2021年1月末まで、利用は3月末まで

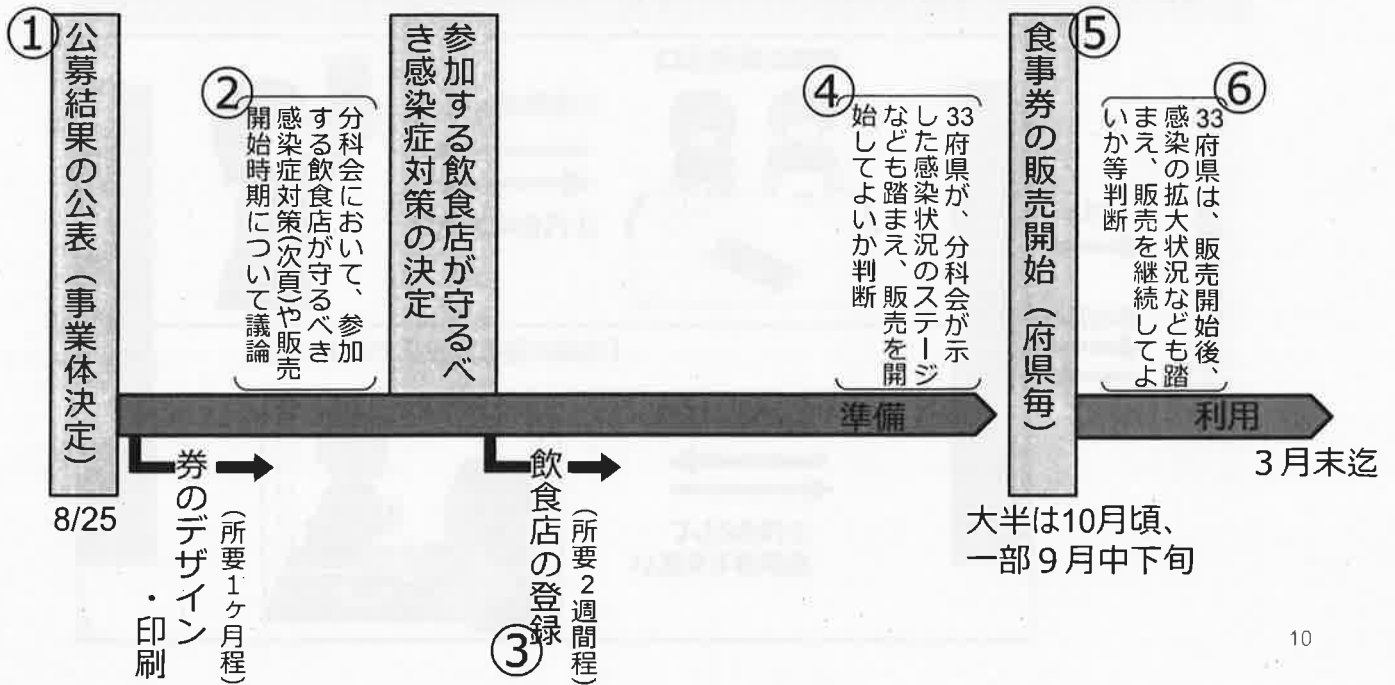


(※) 新規加盟飲食店については、キャンペーン期間中の月額基本料を無料とすることを事業参加の要件とする。

食事券の進め方

(参考)

- 8月25日に公募結果を公表（食事券33府県・35事業者を採択）^①。
- **GoToEat事業に参加する飲食店に守っていただくべき感染症対策等**について、新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論^②。**飲食店の登録はその後^③**。その上で、**販売は、都道府県の意見も踏まえ^④**、事業者がそれぞれの事情に合わせて開始^⑤。その後も都道府県の意見を聴きつつ進める^⑥。

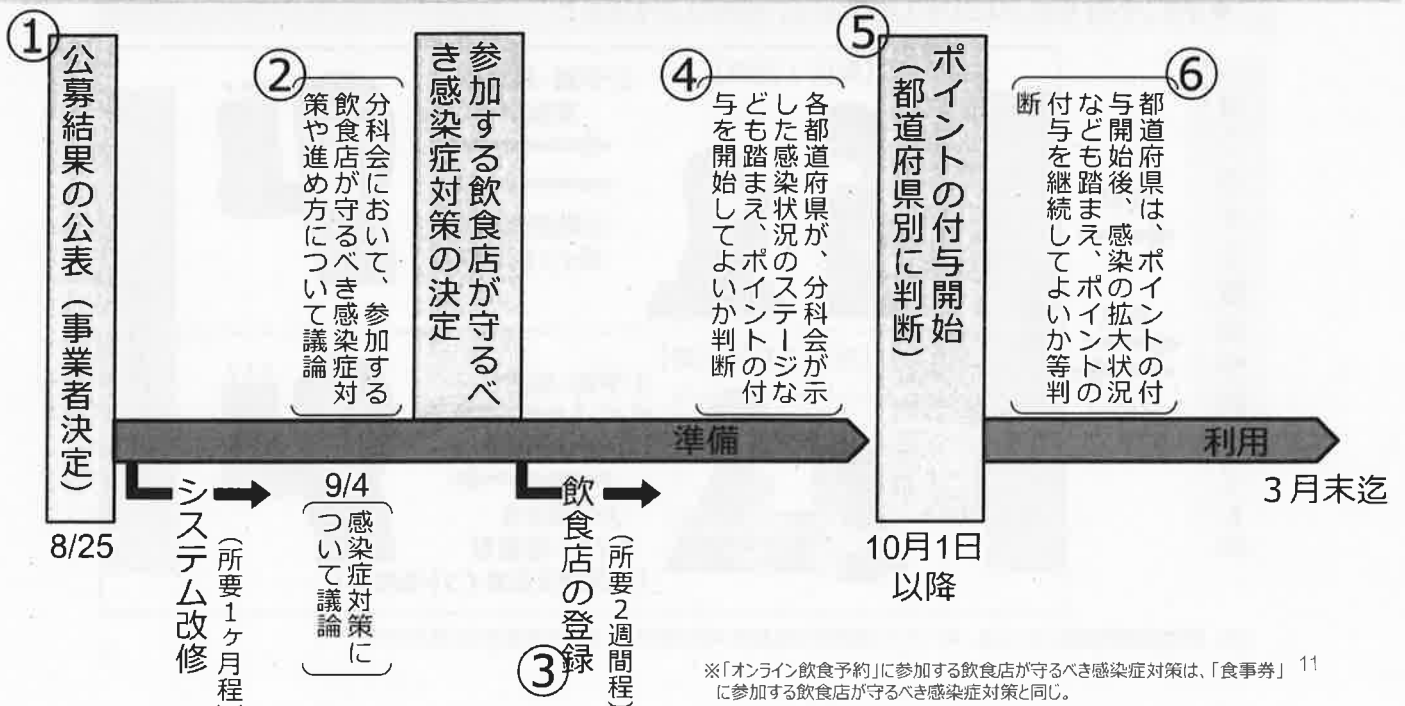


10

オンライン飲食予約の進め方

(参考)

- 8月25日に公募結果を公表（13事業者を採択）^①。
- **GoToEat事業に参加する飲食店に守っていただくべき感染症対策や進め方**について、新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論（感染症対策については9/4に議論）^②。**飲食店の登録はその後^③**。その上で、**ポイントの付与は、都道府県の意見も踏まえ^④**、事業者がそれぞれの事情に合わせて開始^⑤。その後も都道府県の意見を聴きつつ進める^⑥。



※「オンライン飲食予約」に参加する飲食店が守るべき感染症対策は、「食事券」¹¹に参加する飲食店が守るべき感染症対策と同じ。

Go To Eat in キャンペーン in 岡山県 事業内容ご紹介資料

令和2年9月16日

Go To Eat in 岡山県共同事業体

Copyright © RYOBI GROUP. All Rights Reserved.

本事業運用事業体および対応窓口等

食事券名：プレミアム付食事券（岡山県）

事業名：Go To Eat キャンペーン in 岡山県

事業体名：Go To Eat in岡山県共同事業体（事業推進）
両備ホールディングス株式会社及び株式会社ビザビからなる事業体

実行委員会名：Go To Eat in岡山県実行委員会（広報支援）
岡山県、岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会、
岡山県中小企業団体中央会、山陽新聞社、農林中央金庫からなる委員会組織

対応窓口

コールセンター：0570-052-012（Go To Eats）

Web：<https://www.gotoeat-okayama.com>

販売店対応窓口：086-230-1452（いーよ！Go To）

取扱店対応窓口：086-230-0852（令和Go To）

Copyright © RYOBI GROUP. All Rights Reserved.

2

Go To Eat in岡山県キャンペーン プレミアム付食事券事業 (概略)

1) 事業の概略

事業趣旨	発行予定食事券	販売規模 (想定)
本事業は新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けている飲食業に対し、飲食店における感染予防の在り方と利用者のマナー教育を掲示物等で行い、ニューノーマル時代における外食の楽しみ方を官民一体となり作り上げることを目的とするものです。	券種：1冊12,500円 (500円×25枚) 販売価格：1冊10,000円 プレミアム額：1冊2,500円 (国が補助) 購入上限：1回2冊 25,000円分 ※複数回購入が可能	発行総冊数：80万冊 発行総額：100億円 プレミアム額：20億円 岡山県内における外食需要の底上げ

2) 事業推進計画

広報・PR活動	食事券販売事業者開発	食事券取扱店舗開発	換金
コールセンター設置 ホームページ開設 岡山県内自治体への協力要請 告知用掲示物等の作成 取扱店舗確認用Mapデータ作成 新聞・メディアへ告知	対象地区：岡山県全域 開発拠点数：300か所 ※食事券販売はJAバンク及び県内商業施設を想定	対象地区：岡山県全域 開発店舗数：3,000店舗 ※チェーン店、大規模施設内飲食店、一般飲食店を想定	JAバンクとの換金取次調整 直接換金対応事務調整 換金済み商品券の計数管理と廃棄

3) スケジュール (予定) ※販売開始日については、今後、県が新型コロナ感染状況を踏まえた後に決定。

	開始	終了	令和2年				令和3年			
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
取扱店募集期間	2020年10月1日(木)~2021年3月12日(金)		[期間中]							
販売期間	2020年10月下旬~2021年1月29日(金)		[期間中]							
取扱期間	2020年10月下旬~2021年3月31日(水)		[期間中]							
換金期間	2020年10月下旬~2021年4月7日(水)		[期間中]							

Copyright © RYOBI GROUP, All Rights Reserved.

3

金券イメージ (デザイン)

表紙



食事券 (表)



食事券 (裏)



Copyright © RYOBI GROUP, All Rights Reserved.

5